

No.16

2003年3月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第16回委員会の内容……………P.1
- 第16回委員会の資料より抜粋……………P.7
- 記者説明会……………P.9
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.10
- ◇当日資料の閲覧・入手方法……………P.11

平成15年1月17日(金)、第16回委員会が開かれました。



【新・都ホテルにて】

委員会委員リスト

2003.1.17現在
(五十音順、敬称略)

No	氏名	対象分野	所 属 等	備考(兼任)
1	芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-
2	池淵 周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会
3	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会
4	植田 和弘	経済	京都大学大学院経済学研究科 教授	-
5	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会
6	嘉田 由紀子	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会
7	川上 聰	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局、 近畿水の塾幹事	淀川部会
8	川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会
9	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	琵琶湖部会
10	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学 名誉教授、 龍谷大学 教授	琵琶湖部会
11	谷田 一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会
12	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会
13	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会
14	寺田 武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	淀川部会
15	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会
16	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-
17	梶屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会
18	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会
19	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会
20	山村 恒年	法律(行政法、環境法)	弁護士 元神戸大学教授	-
21	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-
22	米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会
23	鷲谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第16回委員会の内容

19名の委員が出席し、審議が行われました。提言(案)(修正案030117版)について説明が行われた後、意見交換が行われ、提言(案)(修正案030117版)を流域委員会の提言として確定し、国土交通省に提示しました。その後、今後の原案審議の進め方と体制について、意見交換が行われました。

第16回委員会結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年1月17日（金） 10：00～13：00

場 所：新・都ホテル 地階 陽明殿

参加者数：委員19名、河川管理者20名、委員傍聴者2名、一般傍聴者280名

1 決定事項

- ・資料2-2「淀川水系流域委員会 提言(案)(修正案030117版)」を流域委員会の提言として確定し、河川管理者に提示した。
- ・今後、確定した提言内容に対して委員から反対・補充意見を提出頂き、運営会議での検討を経てとりまとめたものを、委員名を明記して公表する。

2 審議の概要

- ① 各部会からの状況報告：資料1「委員会および各部会、WGの状況（中間とりまとめ以降）」
- ② 提言（案）に関する意見交換
 - ・資料2-1「提言(案)とりまとめの経緯と今後の進め方（予定）」と資料2-2「淀川水系流域委員会 提言(案)(修正案030117版)」について説明が行われた後、修正案030117版について意見交換が行われた。
 - ・意見交換後（主な意見参照）「1 決定事項」に記したとおり、修正案030117版を提言とすることが了承され、河川管理者へ提示した。
 - 主な意見については、「3 主な意見」を参照。
- ③原案審議の進め方について
 - ・資料3「原案審議の進め方と体制について」をもとに、運営会議からの提案として、これまで部会専任だった委員も全て委員会委員とする／地域別部会に加えテーマ別部会を設置する／等について説明があった。
 - 主な意見については、「3 主な意見」を参照。
- ④一般傍聴者からの意見聴取
 - ・一般傍聴者2名から発言があった。

⑤その他

- ・河川管理者から、資料5「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」の見方についての説明と、次回委員会（拡大委員会、1/24）では、この資料について説明を行い、整備計画原案の内容と考え方を説明したい旨の報告があった。
- ・委員会終了後、記者説明会が開催された。

3 主な意見

①提言(案)に関する意見交換

資料2-1「提言(案)とりまとめの経緯と今後の進め方（予定）」と資料2-2「淀川水系流域委員会 提言(案)（修正案030117版）」について説明が行われた後、修正案030117版について意見交換が行われた。

○説明要旨

- ・全体的に内容に関する変更点はほとんどない。
- ・「4－6 ダムのあり方」については、委員全員にアンケートを行った結果、最終的に「原則として建設しない」という表現を採用した。
- ・流域の特性等に多数の補充意見が寄せられ、ほぼ採用させていただいた。
- ・最後に外部の校正者に通読を依頼し、文言、表現等若干の修正を加えた。

○意見交換

- ・「4－6 ダムのあり方」に、「住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設する」とあるが、社会的合意の判断基準と主体、委員会の関わり方について確認したい。
一義的には、判断主体は河川管理者であるが その過程においては 提言の4－7～4－9に記しているように、住民や自治体などとの連携、協働が必要となる。
それでも問題がある場合は、「4－9(2) 3) 計画の継承・確認のための機関の設置」に記している通り、検討を行う。
- ・過去のある時点で社会的合意が得られている「計画・工事中のダム」についても、「新たに社会的合意を求める」となっているが、新たな社会的合意が過去の合意を覆すことは可能なのか。また、過去の合意が覆された場合に特定の地域や住民にもたらされる不利益や被害に、どう対応するかは記述されていない。
提言の内容に沿って、計画中 工事中のダムについても見直しを行っていけばよ。(委員長)
過去の合意が覆された場合には 河川整備計画を超えた社会的配慮が必要だと考えており、そのような趣旨の少数意見を提出した。「4－6 ダムのあり方」に「過去に地域と合意がなされ、すでにダム計画が大きく進展している場合は、地域の二次的な崩壊を招かないための社会的配慮が必要である」との記述がほしい。社会的配慮については河川整備計画だけでは限界があり、河川だけでなく地域全体で振興策を考えていくべきものである。
この問題はダムに限らず、全ての計画に関係する。そのため 4－6ではなく 全体に関係する形で4－7～4－9に記述することが妥当だと判断し、現案となっている。
- ・反対意見でも修正意見でも無いが このようなことはダムの場合に端的に現れるため 4－6に一定の記述があった方が良いと思う。以下のような記述を加えてはいかがだろうか。「しかし、既に社会的合意が得られているにもかかわらず、結果的にその合意の一部、あるいは

すべてが覆され、当該地域とその住民が多大な精神的苦痛や損失、被害を被ることが起こり得る。その場合は、事業主体を含む流域の関係機関や住民は、当該地域が代替的手段によって持続的発展をとげられるように支援することを含め、応分の補償、あるいは必要な対応を行う責務を負うものとする」。

不利益や被害への対応として補償など具体的な記述をしようとすると、さらなる議論が必要となる。今回の提言は、河川管理者が整備計画原案を作成する上で必要な理念、原理・原則を明確にすることが最大の目標である。そのことを考えると多少言い足りない部分があったとしても、ぜひ手続きとして今日提言を確定した方が良いと思う。反対意見だけでなく補充的な意見も委員から提出頂き、提言に追加してはどうか。

社会的合意についてだが、過去の合意は、果たして本当に合意があったといえるのか。これまでの法律の枠で決めていくのであれば本当の合意は生まれてこない。

本当の合意があったかどうかはともかく、現実には事業が進められている以上、社会的な約束事が当時に交わされているはずである。提言の中で「新たな合意が必要」と書いた以上は、合意ができたかどうかを誰かが判断しなければならない。

流域委員会は、提言した以上できるだけその趣旨を説明していく義務を負うが、合意したかどうかを判断する決定権は持っていない。

流域委員会の提言は、他の地域の河川整備にも影響を与えるだろうし、そうならなくてはならない。過去に行われた合意は、これまでなかなか見直しの機会もなかった。やはり現状および将来を考慮した住民的合意が必要であると考え。住民が十分な情報を与えられた上で将来に向かって判断できるプロセスが作られるとよいと思う。ここでモデルを示しておきたい。

- ・「原則としてダムを建設しない」という言葉ばかりがマスコミ報道で目立ってしまうと、この委員会の性格について誤解を招く可能性がある。この提言には将来に向けた末広りの貴重なメッセージが埋め込まれているということを前面に出していきたい。
- ・4－6の記述内容について了承頂けるか確認したい。「客観的に認める」「社会的合意」などについては、今後個々のケースについて審議するなかで議論を進めたい。委員個人としての反対意見、補充意見は今後提出頂くという前提で委員会としてこの提言案を承認する、ということで承諾願いたい。(委員長)
- ・本日の資料2-2を提言として国土交通省にお渡しする。国土交通省はこれに基づいて河川整備計画の原案を作成頂きたい。(委員長)

②今後の体制と進め方に関する意見交換

資料3「原案審議の進め方と体制について」をもとに庶務から説明があり、意見交換が行われた。

○補足説明

- ・原案審議をするにあたり、これまでの反省をふまえて審議の体制を変えたい。部会専任委員を委員会委員としたうえで、これまでの地域別部会に加えてテーマ別の部会を創設する。(委員長)
- ・これまでの体制では、部会委員と委員会委員で情報格差が生まれ、部会の議論と委員会の議論が十分に噛み合わないこともあった。たとえ人数が増えても全員が委員会委員になる方がよいと考えた。また、今後、原案審議について具体的な議論を行っていくにあたり、ワーキンググループではなく部会として公開の場でテーマや論点を中心に議論する必要もあると考えた。(淀川部会長)

○意見交換

＜体制・運営について＞

・専門部会を多く作ると、縦割りになり、流域全体の視点が欠けてしまう恐れがある。また、住民参加など重複する部分も多いので、それを調整するため、各部会の部会長会議（連絡会議）を設けるのはどうか。

ご指摘のような会議のほか、委員会と地域別部会が調整機能を持つ場と考えている。（委員長）
・54人の委員全員で議論するのは、一人あたりの発言時間が短く効率的でないので運営を工夫する必要がある。また、出席できない委員にも議論の内容がわかるような工夫も必要である。審議体制のあり方については もう少し時間をかけて議論していきたい。運営会議で検討して提案したい。（委員長）

＜住民・自治体等との関わりについて＞

・河川整備計画策定時には、住民参加が重要な位置付けを果たすが、委員会の審議とはどんな関わりを持つのか。場合によっては今後の審議体制に影響するのでは。

委員会が、住民参加について積極的に関わっていくという姿勢は重要であるし 住民参加についての具体的な議論を委員会で行うべきである。

住民意見の聴取・反映については別途追加で提言を行う予定となっている。提言を完成させるためには、委員会や部会の中でさまざまな取り組みを行っていく必要がある。

住民参加については 河川管理者と議論してどこまでのことができるか どうすればできるか、まずは研究会的なものを作り、場合によっては自治体も含めて研究、話し合いをしていくべきである。

将来的に本気で実現していく意気込みを持つならば、単に机上で議論するのではな 、委員が現場に出る必要がある。委員会や研究者の言葉ではなく、現場の言葉で表現しなくてはならない。

委員が地域に入るのは結構なことである。実際に行動し、その結果を持ち寄ってよりよい反映方法等を考えていくべき。そのためには、サイレントマジョリティの方々と接し、彼らの真意を体で覚えてくるべきである。

河川管理者にできることには限界がある。NPOやNGO 自治体との協働で取り組むべきであり、その仕組みをこれから考えて提言していかななくてはならない。

・提言の中では、河川整備の策定過程や策定後に水利権者や自治体、他省庁との連携を唱えているが、これに対する委員会の役割はどう考えればよいか。

一義的には 河川管理者が提出する原案に意見を言うことがこの委員会の使命であるので、それ以上のことまでやるのは難しいのではないか。（委員長）

河川整備計画を策定しても 住民参加の部分は実際に動いてみないと実現できるかどうかはわからない。何をどこまでやるのか、協議会等で目的意識をもって具体策や実現プロセスを議論しなければならない。結論を出す時間を区切るのであれば、内容を決める部分と、決めないで協議会に託すなどプロセスを決める部分とを分ける必要がある。委員会で決めたことで将来をしばってしまうことにもなりかねない。

＜原案審議スケジュールについて＞

・審議の期間については、国土交通省がいつ原案を出されるかに関係してくるが、一年以内には

なんとかしたい。（委員長）

・説明資料は既にうけとっているが、「原案」はいつ出てくるのか。それがはっきり示されない と審議の土台がはっきりしない。

次回第17回委員会に「河川整備計画策定に向けての説明資料（第一稿）」の説明を行う予定となっている。この内容を説明することが原案の内容、考え方を説明することになる。これが実質的な原案審議の始まりだと理解いただきたい。今後の審議の中で、委員会の議論を踏まえて修正し、個々の事業について、どこまで詳細な内容を記載するかは、委員会との協議の中で決めていく。水需要の精査確認が明確になっていないため現時点で原案をお出しできないが、ポイントとなる部分を詰めた上で、河川管理者としての原案を出したい。（河川管理者）

今日とりまとめた提言に照らし合わせると 「きちっとしたものを今 出せ」と言うことが合っているのか疑問に思う。また、計画策定の段階で他省庁との協議を行う必要はあるが、その結果がはっきりするまで何も出せないというのでは困る。河川管理者から段階的に案が出てくる方が、提言の内容に合っているように思う。

・整備計画原案に記載されている個々の具体策は、どこまで詳細なものとなるのか。何をするかは書いていても、どうするかは書かれていない。そこのところは、河川整備計画の段階ではないのか。

整備計画はあくまでもマスタープランみたいなもので どう設計するか等の詳細は、事業計画を策定してから決定されるものではないか。

「設計など詳細な情報がないと判断できない」ということなら、詳細資料を出す。「設計については任せるから河川管理者がやりなさい」ということであればその事業を行うことになる。個々の事業によって性格が異なるため、審議の中でやりとりしながらやっていきたい。（河川管理者）

③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名より発言があった。

・参考資料1「委員および一般からのご意見」の2ページに、川上ダムについて「ダム建設の7割の目的である治水の必要性がなくなったと青山町長も述べ」との意見があるが、町長に確認を取ったところ間違いである。また、流域委員会のダム建設を見直すとの提言に反対したい。川上ダム建設予定地である三重県青山町では、治水上、利水上もダム建設の必要性が認められ、議決を経て35年前から準備が進められており、このような諮問機関の意見ひとつで見直すとなると議会制民主主義の信頼を損なうことになる。

・以前開催されたシンポジウムで、ある委員から、農業を使わず河川敷で農業をやればよいとの意見が出ていたが、そのような日曜農業ではまともな収穫を期待することはできない。また、今後の河川整備においては、環境面の指標だけでなく、人間の視点からみた満足度の指標についても考えていきたい。緑のダムについては、きちんと流出解析をしなければ結論は出せない。

※説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。

尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第16回委員会の資料より抜粋

■淀川水系流域委員会 提言(案)（修正案030117版）より

最終提言作業部会リーダーの今本委員より、資料2-1「提言(案)とりまとめの経緯と今後の進め方（予定）」と資料2-2「淀川水系流域委員会 提言(案)（修正案030117版）」を用いて、主な変更点について説明が行われた後、意見交換が行われ、提言(案)（修正案030117版）を流域委員会の提言として確定しました。

当日は、「4－6 ダムのありかた」の部分を中心に、住民との社会的合意等に関して議論がなされました。

※紙面の都合上、一部のみの抜粋とさせていただきます。確定しました提言の全文はホームページ（P11 参照）にてご覧いただけます。

●目次構成

新たな河川整備をめざして －淀川水系流域委員会 提言(案)－ （修正案030117版）		
■提言作成にあたって		
■緒言：川づくりの理念の変革－淀川水系が持つ多様な価値の復活に向けて－		
1 淀川流域の特性		
1－1 流域の概要	1－3 淀川流域の特性	
1－2 琵琶湖流域の特性	1－4 猪名川流域の特性	
2 河川整備の現状と課題		
2－1 河川環境の現状と課題	2－3 利水の現状と課題	
2－2 治水の現状と課題	2－4 河川利用の現状と課題	
3 新たな河川整備の理念		
3－1 河川整備に関する基本認識	3－4 新たな利水の理念	
3－2 新たな河川環境の理念	3－5 新たな河川利用の理念	
3－3 新たな治水の理念		
4 新たな河川整備計画のあり方		
4－1 河川整備計画に関する基本事項	4－7 関係団体、自治体、他省庁との連携	
4－2 河川環境計画のあり方	4－8 住民参加のあり方	
4－3 治水計画のあり方	4－9 淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき住民との関係構築	
4－4 利水計画のあり方		
4－5 河川利用計画のあり方		
4－6 ダムのあり方		

■説明資料一覧

配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		R16-A
資料1	委員会および各部会、WGの状況（中間とりまとめ以降）	R16-B
資料2－1	提言(案)とりまとめの経緯と今後の進め方（予定）	R16-C
資料2－2	淀川水系流域委員会 提言(案)（修正案030117版）	R16-D
資料2－2補足	提言における文言の統一について	R16-E
資料2－3	提言(案)（修正案021129+021217版）に対する委員からの意見（少数意見：注）（1/7受取まで）	R16-F
資料2－4	淀川水系流域委員会 提言(案)（修正案021129+021217版）	R16-G
資料3	原案審議の進め方と体制について	R16-H
資料4	提言の情報発信について	R16-I
資料5	淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）：河川管理者からの提供資料	R16-J
資料6	1月～3月の委員会、部会、運営会議の日程について	R16-K
参考資料1	委員および一般からのご意見	R16-L

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

注2：「◎」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

● 3 新たな河川整備の理念（前文）

いま、2000有余年に及ぶわが国の川づくりは大転換を必要としている。治水と利水を主目的として進められてきたこれまでの川づくりは、一見水害が無くなったかのような安堵感と、無限に豊かな水に恵まれたかのような安心感をもたらした。しかし、水害は一向に克服されず、水資源を開発し続けたことなどによって河川環境は著しく悪化し、本来の姿とは大きくかけ離れたものとなっている。

平成9年（1997）の河川法の改正により、河川環境の整備と保全、地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入が新たに加えられ、行き詰まった川づくりを打開する21世紀の新たな川づくりの幕が上がろうとしている。

仁徳帝による茨田堤や難波堀江、豊臣秀吉による太閤堤や文禄堤、明治河川法による南郷洗堰や新淀川開削が示すように、それぞれの時代における河川技術の曙が展開されてきたのが淀川流域である。

河川環境の保全と再生という観点から、河川環境、治水、利水および河川利用について新たな理念を確立し、「川や湖の環境保全と回復を重視した河川整備」「川を活かし・川に活かされる河川整備」を全国に先駆けて始めることは、この流域のさまざまな課題解決に関わるわれわれの使命であると同時に喜びでもある。

● 4ー6 ダムのあり方（全文）

淀川水系では、治水・利水・発電などを目的として多くのダムが建設され、これらが生活の安全・安心の確保や産業・経済の発展に貢献してきているが、一方で地域社会の崩壊などをもたらすこともあった。また、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、取水口・放流口間の河道流量を減少させる、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、河川の生態系と生物多様性に重大な悪影響を及ぼしている。

したがって、計画・工事中のものを含め、ダムの建設については次の取扱いとする。

ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考えるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設するものとする。地球温暖化による気候変動や社会情勢の変化などの不確定要素に対しては順応的に対応する。

堰についても同様の取扱いとする。

ダムの建設を計画する者は計画案策定の早い段階から少なくとも次の事項について徹底した情報公開と説明責任を果たさなければならない。

- ・ダムの必要性と建設予定地点の選定理由
- ・各種代替案の有効性の比較
- ・自然環境への影響・改善策
- ・自然環境の価値を考慮した経済性
- ・住民団体・地域組織などを含む住民の判断に必要な事項

既設のダム・堰が機能を低下・喪失した場合あるいは自然環境に重大な影響を与えた場合、ダム管理者は撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させるにはダム機能の回復あるいは自然環境への影響の軽減を図るものとする。

記者説明会

第16回委員会終了後に、流域委員会の提言が確定したことをうけて、記者説明会が開催されました。記者説明会には、芦田委員長、川那部琵琶湖部会長、寺田淀川部会長が出席しました。

主な会見内容

- Q. 流域委員会の提言に、「ダムは原則として建設しない」と記述しているが、このダムに関する基本スタンスが、他の委員会やダム事業に及ぼす影響についてどうお考えか。
- A. 個々のダムにより事情は違うので、各地でそれぞれ検討されると思う。また流域委員会では、ダムを作らないという脱ダムを宣言したわけではない。
- Q. 「脱ダムではない」と言われましたが、文言を見る限り「脱ダム」に思えるが。
- A. どういうときにダムを作るかを明示している点で、脱ダムではないと言える。
- Q. 流域の府県単独の事業への影響はあると考えておられますか。
- A. 府県で独自に委員会を設けて議論されているため、あまり府県の事業に言及することはできないが、委員会の考え方に共鳴してもらえることを期待している。
- A. 流域委員会は、国の直轄管理区間だけでなく流域全体のことを考えている。各府県の方にもご出席いただいているので、流域委員会の考え方はご存知だと思うし、それぞれでご検討いただけると思う。
- A. 「ダムを原則として建設しない」という表現への質問が多いが、その結論のみを受け止めるのではなく、全体の議論の流れの中で生じた論理性をみてほしい。このような論理的な考え方をする人は多く、当然広く影響を与えらると思う。
- Q. 全国の委員会の中で、なぜ淀川水系流域委員会だけがそのような結論を出したのか。
- A. 淀川水系だけが、忠実に河川法改正の趣旨を受けて議論してきたのではないか。もともと近畿地方整備局にそのような体質があり、関西には河川に関わる学者も多く、意識の高さが合致した。関西にはそのポテンシャルがあるとも言える。
- Q. 多くの流域住民の方の意見と委員会の意見に相違があり、国土交通省が委員会の意見とは異なる多数の住民意見を尊重した結果、提言の内容とは異なるものが整備計画に盛り込まれた場合でも、委員会としてはこの提言の趣旨を通すのか。
- A. 流域委員会の意見としてはそうである。住民意見については、国土交通省が調整を行う。河川管理者と我々で意見の相違があるのなら、建設的な議論をしていきたい。
- A. 委員会が納得すれば変えるだろうが、意見としては理解できるが選択しないということであれば、そのことを明言すると思う。今後のことなので修正するかどうかはわからないが、提言は現時点での到達点である。



これまで開催された委員会および部会等について

第16回委員会(平成15年1月17日)までに、以下の会議が開催されています。

委 員 会		琵琶湖部会		淀 川 部 会		猪 名 川 部 会	
第1回	H13/2/1(木)	第1回	H13/5/11(金)	第1回	H13/5/9(水)	第1回	H13/5/23(水)
第2回	H13/4/12(木)	第2回	H13/6/8(金) (現地視察)	第2回	H13/6/2(土) (現地視察)	第2回	H13/6/7(木) (現地視察)
第3回	H13/6/18(月)	第3回	H13/6/25(月) (現地視察)	第3回	H13/7/6(金)	第3回	H13/6/21(木) (現地視察)
第4回	H13/7/24(火)	第4回	H13/8/22(水)	第4回	H13/8/9(木) (現地視察)	第4回	H13/8/7(火)
第5回	H13/9/21(金)	第5回	H13/10/12(金)	第5回	H13/8/11(土) (現地視察)	第5回	H13/10/9(火)
第6回	H13/11/29(木)	第6回	H13/11/1(木)	第6回	H13/8/19(日) (現地視察)	第6回	H13/12/18(火)
第7回	H14/2/1(金)	第7回	H13/11/20(火) (現地視察)	第7回	H13/9/10(月)	第7回	H14/1/18/(金)
第8回	H14/2/21(木)	第8回	H13/12/21(金) 「意見聴取の試行のための会」	第8回	H13/10/31(水)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第9回	H14/1/24(木)	第9回	H13/11/26(月)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第10回	H13/12/17(月)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第11回	H14/3/13(水)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第12回	H14/4/7(日)	第12回	H14/2/5(火)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第13回	H14/5/12(日)	第13回	H14/3/14(木)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第14回	H14/4/5(金)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第15回	H14/6/17(月)	第15回	H14/5/27(月)	第15回	H14/10/17(木)
		第16回	H14/7/4(木)	第16回	H14/6/24(月)	第16回	H14/11/8(金)
		第17回	H14/8/8(木)	第17回	H14/7/31(水)	第17回	H14/12/12(木)
		第18回	H14/10/3(木)	第18回	H14/9/24(火)		
		第19回	H14/11/9(土)	第19回	H14/10/29(火)		
		第20回	H14/12/14(土)	第20回	H14/12/13(金)		

その他	設立会	H13/2/1(木)	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)
	発足会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)	拡大委員会	H14/11/13(水)

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。
ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

- ホームページ
会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。
<http://www.yodoriver.org>



- 郵送
郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)
ご希望の方は、別紙②の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。
- 閲覧
資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙①

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。
- ※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。
- ※ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2. 下記にご記入下さい。 ※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

①団体・会社名 ()

②ご住所 (〒)

③T E L ()

④E-mail ()

⑤お名前 ()

3. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。
- 案内状等の送付を希望されますか？
1. 希望する

2. 希望しない

別紙②

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。
- 会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。
- ※会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) ●月●日	会議名 例) 第●回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資 料 名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部 数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。 ※必ず①～⑤ 全てにご記入下さい。ご記入いただいた個人情報については、希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

①団体・会社名 ()

②ご住所 (〒)

③T E L ()

④E-mail ()

⑤お名前 (複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。
- 案内状等の送付を希望されますか？
1. 希望する

2. 希望しない

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.16

2003年3月発行

【編集・発行】 淀川水系流域委員会

【連絡先】 淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研 究 員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル7F)

TEL: (06) 6341-5983 FAX: (06) 6341-5984

E-mail: k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川工事事務所／琵琶湖工事事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川工事事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流工事事務所／水資源開発公団 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。